

2025年3月7日

こども家庭審議会 第5回成育医療等分科会への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

理事 藤井智佳子

「こどもまんなか実行計画 2025」がこどもと家庭に寄り添い、当事者のニーズに沿った実効性のある支援を実現するため、以下3点の意見を提出いたします。

(資料2P9 こども家庭センターの体制整備)

1. 地域子育て相談機関の明確な位置づけ

こども家庭センターにおいて包括的な相談支援体制を図るために、地域の身近な相談機関である地域子育て相談機関や、妊産婦や子育て家庭と日々の接点を有する地域子育て支援拠点との連携について明記いただくことで、より包括的かつ効果的な相談支援体制が実現できると考えます。

(資料2P9 こども家庭センターの体制整備)

2. 伴走型相談支援の機能拡充

虐待予防の観点から、妊娠期からの切れ目のない支援は不可欠です。特に、妊娠8か月の時期は、母体の精神的・身体的負担が増大し、育児に対する不安やストレスが顕在化しやすい重要なタイミングです。この時期の面談(妊娠8か月面談)を全数実施することで、妊産婦の精神的な健康状態を早期に把握し、育児準備や産後の生活設計に関する支援を提供できます。さらに、地域の支援ネットワークとの継続的なつながりを強化し、出産後も安心して子育てに臨める環境を整備することが可能です。こうした取り組みを通じて、早期からの支援体制を構築し、母子保健の質の向上と虐待予防の効果を高めることが期待されます。

(資料2P11 産前産後の支援の充実と体制強化)

3. 産前産後支援サービスの拡充

産後ケア事業がユニバーサルに普及し、多くの母子に安心と支援を提供できる体制が整いつつあることを心強く感じます。しかしながら、産後ケア利用後の継続的な支援が不足している現状を踏まえ、地域の産前産後支援サービスのさらなる拡充が求められます。具体的には、一部の自治体が行っている産前産後ヘルパー事業への国の補助の創設、一時預かり事業・ショートステイ事業の利用しやすさの向上を図ることで、産後ケアを補完し、その後の生活にも切れ目のない支援を提供する体制整備が求められます。母子が産後ケアを終えた後も、地域のネットワークを通じて継続的な支援を受けられる体制を整備することで、子育て家庭全体の安心と健康を支える仕組みが構築されたいと考えます。

以上